

第26回参議院議員通常選挙

問い合わせ 津奈木町選挙管理委員会 ☎78-3111 (内213)

投票日 7月10日(日) 午前7時～午後7時

7月10日(日)は、任期満了に伴う参議院議員通常選挙の投票日です。
未来につながる貴重な一票を投票しましょう。

●投票できる人

令和4年7月10日現在で満18歳以上(平成16年7月11日以前の出生者)で、令和4年3月21日以前から引き続き津奈木町に住んでいる(住民基本台帳に登録されている)人。

●投票方法

有権者へ投票所入場券(はがき)を郵送します。
投票のときに入場券を持ってきてください。

●期日前投票

投票日当日に仕事や病気、外出などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

投票所入場券(はがき)の様式が変わりました。券の裏面には、期日前投票時に提出する「期日前投票宣誓書」が印刷されています。期日前投票のとき、あらかじめ宣誓書に「氏名」「期日前投票を行う日」「生年月日」「事由」を記入することで時間が短くなり、スムーズに投票できます。

▶期間 **7月9日(土)まで**

▶時間 午前8時30分～午後8時

▶場所 津奈木町役場1階和室

●不在者投票

出張などで町外に滞在・入院しているときは不在者投票ができますが、手続きが必要です。新型コロナウイルスの影響で宿泊・自宅療養などをしているときは、「特例郵便等投票制度」で投票できます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票所一覧 投票所を間違えないようご注意ください。

投票区	投票所	行政区
第1	つなぎ文化センター	竹中、染竹、浜崎、中尾
第2	浜公民館	町中、新川、古川
第3	古中尾公民館	古中尾、倉谷
第4	上下門公民館	内野、上下門、川内
第5	B&G海洋センター体育館	桜戸、丸岡、小津奈木
第6	大泊公民館	大泊
第7	赤崎漁村センター	日当、日添
第8	平国コミュニティセンター	平国上、平国下、辻
第9	福浦公民館	福浦

新しい投票所入場券

期日前投票宣誓書
令和 年 月 日

私は、選挙当日、下記の事由に該当する見込みであり、当該申立てが真実であることを誓います。

氏名(自署)	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
現住所	※裏面の住所と同じ場合は記入不要
事由 (該当する事由の番号に○をつけてください。)	1. 仕事等 仕事・学業・地域行事の役員・本人又は親族の冠婚葬祭・その他に従事 2. 旅行等 1以外の用務のために投票区域外に外出・旅行・滞在 3. 歩行困難 疾病・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難 4. 交通至難 交通至難の島等()に居住・滞在 5. 住所移転 住所移転のため、本町以外に居住 6. 災害 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

【事務処理欄】※以下は記入しないでください。

受付日時	月 日 時 分
投票区	名簿番号
代理投票	記載者 立会人 事由 心身故障その他
受付番号	名簿照合 投票用紙交付

新型コロナウイルス 感染防止対策

▶投票所

投票事務従事者、投票管理者、投票立会人はマスクを着用し、手洗い・手指を消毒します。消毒液の設置や定期的な換気などを行っています。

▶投票所へ行くときは

発熱の確認、マスクの着用など感染対策にご協力ください。期日前投票や当日の比較的混み合わない時間帯(正午以降)の投票を検討してください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険 保険証・認定証が更新されます

問い合わせ ほけん福祉課保険班 ☎78-3115 (内121・122・123)

令和4年10月から、後期高齢者医療制度の医療費の窓口における自己負担割合に、これまでの「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が新設されます。**令和4年度のみ後期の保険証は2回交付します。**

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証が更新されます

■更新

現在の保険証の有効期限 **7月31日(日)**

(現在の保険証の色)・国民健康保険被保険者証は薄緑色
・後期高齢者医療被保険者証は黄色

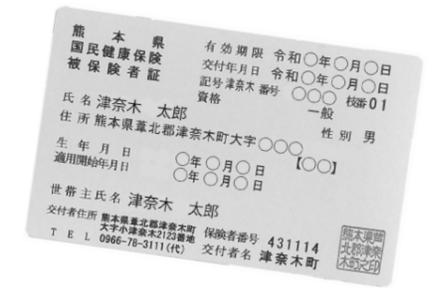
新しい保険証を7月中に簡易書留で郵送しますので、

8月からは新しい保険証を使用してください。

(新しい保険証の色)・国民健康保険被保険者証は**クリーム色**

・後期高齢者医療被保険者証は**オレンジ色**

※新しい保険証の裏面で臓器提供意思表示ができますので、臓器提供の意思表示をするときはボールペンで記入してください。個人情報のためのシールを担当窓口に着用していますので、詳しくはお問い合わせください。



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証が更新されます

■更新

現在の認定証(黄色)の有効期限 **7月31日(日)**

対象者に**新しい認定証(水色)を保険証と一緒に郵送します**ので、8月からは新しい認定証を使用してください。

■新規の申請

所得区分が低所得者Ⅰ・Ⅱや住民税課税所得が145~690万円未満の人は、認定証の交付を受けられます。入院や外来受診に必要なときは、申請してください。

【必要なもの】後期高齢者医療被保険者証、本人確認書類

■入院・外来時の自己負担限度額と入院時の食事代

負担割合	負担区分	外来+入院(世帯単位)		入院時の食事代(1食あたり)
		外来(個人世帯)	外来+入院(世帯単位)	
3割	住民税課税所得690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% ※4回目以降140,100円	460円 ※指定難病者の人などは260円	
	住民税課税所得380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% ※4回目以降93,000円		
	住民税課税所得145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※4回目以降44,400円		
2割	一般Ⅱ(R4.10月から)	18,000円(年144,000円上限) {6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%} の低い額を適用。	57,600円 ※4回目以降44,000円	
	一般Ⅰ	18,000円(年144,000円上限)		
1割	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	210円 ※過去1年間で90日までの入院 160円 ※過去1年間で91日目からの入院
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※現在、国保の認定証を持っている人には7月中旬に申請のお知らせを送りますので、担当窓口で申請してください。